

東海事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント対応整理表

○10月13日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
1-1	加工施設における保安規定の審査基準との整合性（KA(D)-20029）において、保全区域の設定を規定しているが、保全区域の設定の考え方について説明すること。 また、保全区域の設定に係る方針を再通知する。 ・安全機能を有する施設のうち、管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている設備については、当該設備が存在する区域を保全区域として設定すること。 ・これらの区域には燃料タンクやケーブルといった補機類も含めること。 上記を踏まえた再検討を行った上で、その整理結果については今後の面談で説明すること。	申請時点では、ディーゼル発電機を設置している場所を選定しており、その機能を失うことで、管理区域内の安全に影響するものを選定していた。ただし、先行事業所の審査会合の状況を鑑み、設備・機器の選定及びそれらをサポートするユーティリティ等の補機についても保全区域として選定する必要性を考慮しており、再検討中である。 また保全区域の設定に係る方針について拝承。保全区域の設定について検討を進めていく。	KA(D)-20045-1 （説明資料を別途作成）	別図2及び別図3
1-2	今回の申請内容は、規則改正に伴う変更であり、新規制基準対応による段階的な対応については含まれていないということで良いか。また含まれていない場合でも、今後、ソフト対応の進捗、設工認の認可に合わせて、それらの対応状況を整理していくこと。	拝承。	補正申請後の面談において提示する予定。	—

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-1	品管基準規則（第50条第2項第3号）について同規則の解釈に示された『「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。』を反映すること。	拝承。補正で反映する。	KA(D)-20031-3 24頁(No.364) KA(D)-20029-3 14頁 KA(D)-20036-3 18頁	第14条の2（データの分析及び評価）第2項(3)

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-2	保安規定審査基準（加工規則第8条第1項第12号6.）においては、「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。」とある。許可との整合を確認すること。 また、KA(D)-20029-1（保安規定審査基準との整合）の30頁において第75条による説明が示されているが、KA(D)-20036-1（許可との記載整理表）の当該条文に対応する許可記載欄に平常時の環境放射線モニタリングに関する事項が抜けているため、追記すること。	拝承。 拝承。KA(D)-20036-1を改訂し、反映する。 添付書類六 ハ.（ハ）施設周辺環境の管理（ページ6-51）を追記。	KA(D)-20029-3 30, 31 頁 KA(D)-20036-3 41, 42 頁	— —
2-3	NFTKの保全区域に係る資料において「加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所には当たらない」とした各施設について、安全機能への影響の有無の観点で保全区域を選定すべきであり、その旨の記載を明確にすること。	拝承。	KA(D)-20045-1 1 頁 KA(D)-20031-3 KA(D)-20036-3	第45条の2
2-4	第62条の6第5項及び第7項に基づく別表13の2は、不備がある。点検等については、部位への展開等の具体を全て計画することが必要であり、保安規定において認可する事項とするよりも、下位文書において規定し、検査部門への報告を行うものであり、保安活動の中で詰めていくべきものではないか。	拝承。別表13の2は取り下げ、保全計画の中で展開することとし、補正で反映する。	KA(D)-20033-3 1, 10, 13 頁 KA(D)-20029-3 39, 40 頁 KA(D)-20036-3 37, 38 頁 KA(D)-20038-2 3, 4, 10, 14, 15, 16 頁	第62条の6（保全計画の策定） 第5項及び第7項 別表13の2（削除）
2-5	第62条の2において検討中の箇所のうち、長期施設管理方針が10年サイクルで見直していくことを踏まえると、施設管理方針への反映のループは一番外側になるのではないか。	拝承。以下の内容にて、補正で反映する。 第6章第2節の2（施設管理の実施に関する計画）の最後段に第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）を追加するとともに、第62条の6（保全計画の策定）第4項で第62条の12を引用して長期施設管理方針は施設管理における各種活動と一体として実施する旨を記載する。	KA(D)-20038-2 11 頁	第62条の6第4項及び第62条の12
2-6	第62条の6第4項において検討中の「追加措置が抽出された場合」との記載と、別添3として検討中の長期施設管理方針「充実すべき保守管理項目はなし。」との記載が、矛盾するように思えるが、前者の記載を削除するとよいのではないか。	拝承。補正で反映する。（2-5との関連により、反映先は第62条の12とする。）	KA(D)-20038-2 23 頁	第62条の12（高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針）
2-7	KA(D)-20039の1頁目の記載が、従前の活動に基づく評価結果を述べている箇所と、今回の保安規定変更内容を述べている部分の書き分けができていない。	拝承。KA(D)-20039を改訂し、記載を見直す。	KA(D)-20039-2 1 頁	—

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
2-8	KA(D)-20040 で示すフロー図では施設管理の各事項を実施する主体が示されていないが、保全プログラムに相当する仕組の責任者が第58条及び第59条に定める基準の策定者であるならば、第58条及び第59条の書き出しの記載が整合しななければならないのではないか。使用前検査等についての有効性確認が抜けているのではないか。図1, 図2, 図3のPDCAサイクルの主体と、保安規定の各条文の主語との対応について確認すること。	<p>拝承。補正で反映する。資料 KA(D)-20040 の図1 と図2 は KA(D)-20040-1 にて集約して図1 とし、図3 を繰り上げて図2 とする。</p> <p>（第58条第1項に基づいて設備管理部長が基準を定め、第59条第2項に基づいて当該の担当部長が必要に応じて基準を改訂するとしており、矛盾するものではないが、第59条の2（使用前事業者検査）及び第59条の3（定期事業者検査）については、第62条の6（それぞれ第6項(2)及び第5項(3)）において引用するとともに、これら使用前検査等の実施の結果を確認することを、第62条の8（保全の結果の確認・評価）第2項において追記する等、明確にする。また、第62条の10第1項において、各部長が実施する保全の結果については核燃料安全委員会へ報告することを定めているが、この報告を踏まえて第62条の6第5項に基づいて各部長が保全方式を変更する旨、第62条の10第2項を修正する。）</p>	<p>KA(D)-20040-2 図1, 図2</p> <p>KA(D)-20038-2 1, 3, 4, 10, 12, 14 , 16, 18, 19, 22 頁</p>	— 第58条、第59条、第62条の6第5項(3)、第6項(2)、第62条の8第2項、第62条の10第2項
2-9	別表16は環境放射線モニタリングに関する事項であるか、確認すること。	別表16は第1種管理区域からの排気口の空气中放射性物質濃度及び事業所から事業所外への排水口の排水中の放射性物質濃度に関する事項であり、直接的には環境放射線モニタリングに関する事項として定めたものではない。	参考資料 224頁別表16	—
2-10	施設管理方針、施設管理目標、施設管理指標について、説明すること。	拝承。	KA(D)-20040-2 4頁	—
2-11	<p>設計想定事象に関連し、記載ぶりが変更されたが、内容は変わるものではないと認識している。誰が何をどう判断するかについて、変更前後で内容が同じと読めるのかについて、再確認すること。</p> <p>規則等の類似の規定ぶりにおいて、整理が必要な部分はある。初期消火活動への日常の備えと実事象での活動は、本来は一連の手順であり、保安規定の条文を分けて記載することでそれぞれの活動がやりやすくなるようでは困る。事業者により保安規定の記載ぶりが異なるのは構わない。規則等の類似の規定ぶりにとられるものでもない。</p>	<p>拝承。(3-7, 4-3, 5-4, 5-8, 5-51, 5-52 との関連で条文反映。)</p> <p>異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。</p> <p>拝承。(3-7, 4-3, 5-4, 5-8, 5-51, 5-52 との関連で条文反映。)</p> <p>今回の保安規定の変更申請においては、前回の変更の章立て構成を踏襲し、これまで実施するとしてきたことを継承しつつ、法令改正による新たな要求事項を追加・修正したものであり、それぞれの活動がやりやすくなるようなことのないように、留意している。</p>	<p>KA(D)-20033-3</p> <p>KA(D)-20029-3</p> <p>KA(D)-20036-3</p> <p>KA(D)-20048-1</p> <p>KA(D)-20050-1</p>	<p>第25条、第26条、第30条の2（第37条の2及び第37条の3を削除）、第88条、第89条、別表19</p>
2-12	新規制基準への対応を保安規定において段階的に定めることについては、参考資料として補正申請書に添付すること。	<p>拝承。</p> <p>前回申請した際の参考資料を見直して、補正申請書に添付する。</p>	—	—
2-13	第11章（定期評価）を削除した事業者としての考え方は理解した。先行例（JNFL）には記載を残す例があり、あらためて検討すること。	<p>拝承。第11章第96条のうち、施設管理において行う保全の有効性評価と同等の内容である保守管理については削除して適正化する。また、経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画に関する事項は、第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承し移管する。他の条項の削除は取り下げる。</p>	<p>KA(D)-20033-3</p> <p>KA(D)-20031-3</p> <p>KA(D)-20029-3</p> <p>KA(D)-20036-3</p> <p>KA(D)-20050-1</p>	<p>第11条、第17条、第11章（第94条、第95条、第96条、別表18、別表19）</p>
2-14	補正申請で反映した事項は、面談資料の保安規定条文を記した	拝承。	全般	全般

○10月23日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
	箇所にて全て反映し、補正申請の際に面談資料として併せて提示すること。反映漏れのないよう、よく確認すること。			
2-15	検査の独立性について、第14回会合検査制度の見直しに関する検討チーム（2019年5月27日）資料6-2に示す「検査の独立性に係るケース事例」に当てはめて説明すること。 第14回の検討チームの議事録（43/45頁）には、チーム委員からケース1の事例についてコメントがあり、事業者側から引き続き検討する旨の回答がされている。検査の独立性の検討内容について、説明すること。 保安規定の条文において、明確にすること。	拝承。補正申請書において、検査責任者が自ら工事又は検査を行わないことを明確にする。検査の独立性は、以下のとおりとなる。 ・ケース事例については、KA(D)-20046にて具体的な事例を検討し、図1から図5に示す。 ・検査責任者は担当グループ長とし、所長総括の下（即ち、各部長の影響を受けないようにする。）、自ら工事又は検査を行わない。また、検査責任者は、検査実施責任者及び検査員について工事又は検査に関与しない者を配置する。	KA(D)-20046-1	第59条の2（使用前事業者検査の実施）及び第59条の3（定期事業者検査の実施）
2-16	巡視には、操作の観点も含まれるのではないか。	拝承。巡視には、多角的な観点（第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点）を含めて行うことを明確化する。	KA(D)-20038-2 KA(D)-20048-1 (3頁)	第62条の6（保全計画の策定） 第7項

○11月5日（MNF殿WEB面談での共通コメント、NFIK面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
3-1	検査の独立性について、明確にすること。	拝承。 検査の体制の例を資料に示すとともに、補正で反映する。（2-15参照。）	KA(D)-20046-1	第59条の2（使用前事業者検査の実施）、第59条の3（定期事業者検査の実施）
3-2	長期施設管理方針について、見直すこと。	（2-5参照。）	—	—
3-3	定期事業者検査に係る「一定の期間」を設定する方針を説明すること。	下部規程に定め、保全計画において明確にし、補正で反映する。 第62条の6第5項(3)において、保全計画を策定する中で「一定の期間」を設定し、第62条の8において所定の期間までに確認・評価することを規定する。	—	第62条の6 （保全計画の策定）第5項(3)
3-4	定期評価について	（2-13参照。）	—	—
3-5	巡視の観点について	（2-16参照。）	—	—

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
3-6	<p>「設計想定事象」について、加工規則、保安規定審査基準等と照らして、保安規定の記載を説明すること。</p>	<p>加工規則第 1 条第 2 項第 10 号にて定義された「設計想定事象」については、保安規定第 30 条の 2 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。なお、加工規則第 1 条第 2 項第 10 号の後半で規定された「事業許可基準規則」第 1 条第 2 項第 5 項 (重大事故等対処施設) の設計において発生を想定しているものは、ウラン加工に該当するものがない。</p> <p>加工規則第 1 条第 2 項第 11 号にて定義された「大規模損壊」については、保安規定第 30 条の 3 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p> <p>一方で、加工規則第 7 条の 4 の 3 及び加工規則第 8 条第 1 項第 14 号において、「設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置」について規定されており、これに対応する保安規定審査基準 (新) においては、「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」として規定されている。</p> <p>重大事故等のうちウラン加工に該当する重大事故に至るおそれのある事故を踏まえている旨を第 30 条の 3 に注釈を加える (4-9, 5-13 にて検討、再検討の結果を示す。)。大規模損壊については、保安規定第 30 条の 3 第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p> <p>加工規則における設計想定事象と重大事故等は、保安規定審査基準 (新) における設計想定事象等に対応していると理解しており、「設計想定事象等」は第 24 条第 1 項の記載で定義したとおり、整合している。</p>	<p>KA (D)-20033-3 KA (D)-20029-3 KA (D)-20048-1 KA (D)-20050-1</p>	<p>第 30 条の 3</p>

○ 1 1 月 5 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント、NFIK 面談コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
3-7	異常事象の発生から、事象進展への対応、非常時へ移行といった一連の流れについて、説明すること。	(2-11, 4-3, 5-4, 5-8, 5-51, 5-52 との関連。) 設計想定事象については第 30 条の 2 において、重大事故に至るおそれのある事故及び大規模損壊については第 30 条の 3 において、加工施設の保全に関する措置を規定しており、操作に関する異常時の措置には、これら (第 30 条の 2 及び第 30 条の 3) を含むことを、第 36 条第 1 項に規定している。異常時の措置については第 36 条第 1 項から第 3 項に規定しており、事象が進展した場合には直ちに非常時の措置へ移行することについて、同条第 4 項に規定している。異常時から非常時への事象進展が極めて速い場合や、大地震のように事象発生の初期の段階から非常時体制を想定して臨むべき場合など、非常時体制発令前の初期活動 (第 3 節第 88 条、第 89 条) についても非常時の措置として規定しており、異常から非常に切れ目なく対応できる規定ぶりとしている。第 28 条 (操作員の確保) において、第 23 条に定める操作の力量及び第 24 条に定める設計想定事象等対処活動訓練を終了した者に操作させることを規定しており、異常事象の発生から事象進展への対応、非常時への移行の一連の措置に対応できる体制を整えている。第 36 条と整合するよう、第 88 条及び第 89 条の記載を適正化する。	資料 1-1 (KA(D)-20033-3) 4 頁 (図 1 保安規定の章構成) →KA(D)-20033-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第 88 条、第 89 条
3-8	「保安上特に管理を必要とする設備」について、今後どのような管理とするか、整理を進めていくこと。	拝承。(4-4, 5-11, 5-21 参照)	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
3-9	不適合に至らない事象について、改善活動の対象に含まれることが明確であること。	品管基準規則 (第 50 条第 2 項第 3 号) について同規則の解釈に示された事項の取込については、2-1 参照。第 15 条 (是正処置等) 第 1 項においては、「不適合その他の事象」を対象としていることを規定しており、不適合に至らない事象についても、改善活動の対象に含めている。	KA(D)-20047-1	—
3-10	補正申請時には、面談で提出した資料を全て添付すること。	拝承 (2-14 参照。)	全般	全般

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-1	MNF 殿プレゼン資料 P18 (No. 5): 放射性廃棄物管理及び放射線管理について、保安規定の条文に沿って説明のこと。 MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 29): 平常時の環境放射線モニタリングに関する記載の充実。	放射性廃棄物管理及び放射線管理について、他社資料水平展開。別表 9 における環境試料中の放射性物質濃度について注釈し、「周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。」旨を記載する。	KA(D)-20049-1	別表 9
4-2	MNF 殿プレゼン資料 P19 (No. 9): 巡視に対応する事業許可 (本文及び添付資料) の関係整理について、適正化すること。	拝承。(5-10 にて回答。)	KA(D)-20036-3	第 62 条の 6 第 7 項

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-3	MNF 殿プレゼン資料 P20 (No. 17) : 設計想定事象は、加工規則の定義に沿って確認し、保安規定審査基準についての対応箇所を明確にするとともに、事象の進展に合わせて整理して説明すること。	(2-11, 3-7, 5-4, 5-8, 5-51, 5-52 との関連。) 異常時、非常時の段階的対応について、他社資料水平展開。	KA (D)-20033-3 KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3 KA (D)-20048-1 KA (D)-20050-1	第 25 条、第 26 条、第 30 条の 2 (第 37 条の 2 及び第 37 条の 3 を削除)、第 88 条、第 89 条、別表 19
4-4	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 18) : 保安規定の保安上特に管理を必要とする設備に関する条文 (第 31 条、第 32 条) について、検討すること。	他社資料水平展開。 旧加工規則第 8 条 (保安規定) 第 1 項第 7 号における保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する規定が新加工規則において削除されたが、一方で、加工規則第 7 条 (記録) の記録事項には、「三 操作規則」において記録すべき場合と保存期間の規定があるため、保安規定の条文として変更は不要と考える。第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) については、操作上の留意事項 (第 33 条 (臨界安全管理)、第 34 条 (漏えい管理)、第 35 条 (火災及び爆発の防止)) を確実にするために必要であり、その旨を追記する。	KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3	第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
4-5	MNF 殿プレゼン資料 P21 (No. 25) : 設工認と併せて保安規定に段階的に反映すべき事項の管理表については、参考資料として補正申請書に添付すること。整理に時間を要する場合は、補正申請後の面談において提示すること。	他社資料水平展開。 (No. 2-12 との関連)	面談 (12/10) において提示。	参考資料
4-6	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 30) : 異常時には核取への報告が記載されているが、非常時の通報には核取が記載されていない。	他社資料水平展開。 既に弊社第 88 条 (通報) にて対応済み。	KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3	第 88 条 (通報)
4-7	MNF 殿プレゼン資料 P22 (No. 31) : 品管基準規則解釈について、他社の事例を参照して、保安規定への記載を検討すること。	他社資料水平展開。 第 4 条、第 4 条の 4、第 7 条、第 7 条の 3、第 7 条の 5、第 7 条の 6、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 8、第 12 条の 9、第 12 条の 13、第 12 条の 15、第 13 条の 3、第 14 条の 3 及び第 15 条において反映する。	KA (D)-20031-3 KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3	(左記の回答/対応欄に記載したとおり。)

○ 1 2 月 3 日 (MNF 殿 WEB 面談での共通コメント)

番号	コメント内容	回答／対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
4-8	MNF 殿プレゼン資料 P23 (No. 32) : 核燃料物質の運搬 (外運搬関連) の条文を見直すこと。	他社資料水平展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ MNF 殿第 58 条は、弊社第 56 条 (周辺監視区域内の運搬) を変更し、反映する。 ・ MNF 殿第 59 条は、既に弊社第 57 条 (周辺監視区域外への運搬) にて対応済み。 ・ MNF 殿第 70 条は、既に弊社第 68 条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済み。 ・ MNF 殿第 71 条は、弊社第 69 条 (核燃料物質の運搬) に該当する条文であるが、そのうち、「周辺監視区域内の運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第 71 条第 1 項及び「周辺監視区域外への運搬」を引用する主旨のみの MNF 殿第 71 条第 2 項は反映を要するものではなく、核燃料物質を事業所外から受け入れるために運搬する前に講じるべき措置に関する MNF 殿第 71 条第 3 項は、既に弊社第 68 条 (核燃料物質の受入れ、払出し) にて対応済みであるため、いずれも反映不要である。 	KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3	第 56 条
4-9	検査の独立性に係る品管規則解釈第 48 条第 2 項の規定を適用できるのは、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設である。 このため、各社とも、重大事故に至るおそれがある場合に関する措置について、事業許可の記載を確認し、「評価の結果、設計想定事象を超える事象を想定しても、重大事故に至ることはないことを確認しているが、万が一の事象を想定して、その拡大防止の体制を整備し、保安規定に記載した」旨を、保安規定本文に記載すること。	拝承。 保安規定第 13 条の 3 (機器等の検査等) に記載した品管規則解釈第 48 条第 2 項の規定に関する記載の要否を検討するとともに、事業許可を踏まえて、先コメントの旨を保安規定第 30 条の 3 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置※) に記載する。 ※ (検討案) : 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。	KA (D)-20031-3 KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3	第 13 条の 3 (機器等の検査等) 第 30 条の 3 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)
4-10	MNF 殿プレゼン資料 P16 (No. 10) : 高経年化に関する技術評価及び長期施設管理方針について策定するとあるが、見直し等もあるので、表現を検討すること。	拝承。 第 62 条の 12 (経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) において、「高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。」旨を追記する。	KA (D)-20029-3 KA (D)-20036-3 KA (D)-20038-2	第 62 条の 12 (経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

○ 1 2 月 1 0 日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答／対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
●	面談資料 0 (NFI-K) 保安規定変更申請へのコメント整理_H-20107-2			

○12月10日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-1	2-3 面談資料④、面談資料③(第45条の2)で確認(10/23面談コメントの再確認)	面談資料④にて説明する。 また、第45条の2第3項の「必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。」を、「 <u>管理の必要性</u> に応じて保全区域への立入制限、 <u>鍵の管理</u> 、 <u>物品の持出制限等の措置を講じる。</u> 」とする。	KA(D)-20045-1 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第45条の2
5-2	2-5 【面談資料⑥及び面談資料⑧で確認】	ご指摘を踏まえ、面談資料⑧の図1(施設管理のフロー)及び関連する条文を見直す。(No. 5-3, 5-25, 5-26, 5-32, 5-36, 5-37, 5-38 と関連)	KA(D)-20040-2	第62条の2 第62条の6 第62条の12
5-3	2-6 面談資料③ 保安規定第62条の6第4項 : 「第62条の12に基づく長期施設管理方針について、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。」と規定している点について、長期施設管理方針の策定・変更を施設管理方針に反映することを保安規定の何条で規定しているか。また、この条文を規定していると、長期施設管理方針の策定・変更を施設管理方針に反映することを保安規定としている規定と齟齬が出る。	拝承。(5-26との関連) 第62条の2第1項に、「さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。」としている。 ご指摘を踏まえ、保安規定第62条の6第4項 : 「第62条の12に基づく長期施設管理方針について、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。」については、削除する。	KA(D)-20029-3(39頁) KA(D)-20029-3(40頁)	— 第62条の6 第4項
5-4	2-11 事象進展に応じて、情報の伝達・共有や体制が、保安規定上途切れることなく移行するよう規定されていることを誰が、どのように確認したか説明すること。⇒4-3及び面談資料⑬で確認	(2-11, 3-7, 4-3, 5-8, 5-51, 5-52との関連。) 保安規定の条文に沿ってフロー図(2頁目)を作成し、保安規定上途切れることなく移行するよう規定されているかを確認した。当該条文のフローは基本的には前回申請の認可時と同じであり、第24条に基づく各種訓練を行って、フロー図に沿った動きについて、個別訓練による基本の確認、総合訓練による全所的な対策活動の確認等により、練度を高めている。 他社コメントの水平展開として、第88条の通報先に核取を追加する。 また、No. 5-51との関連で、ご指摘のとおり第36条の通報は火災発生時の消防吏員への通報を除くため、「火災発生時の消防吏員への通報については第37条の2に従う」旨の記載を第36条に追加する。	KA(D)-20033-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第25条、第26条、第30条の2(第37条の2及び第37条の3を削除)、第88条、第89条、別表19
5-5	2-12 許可のソフト対応を段階的に定めることを説明した参考資料については、許可されたソフト対応が漏れなく申請される計画であることを良く確認し、どのように確認しているのか、面談で説明すること。段階的申請の内容については、補正申請の参考資料とすること。	許可申請書の記載からソフト対応に関する部分を抜き出して、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」条文の項目順に整理したものである。 補正申請の参考資料とすることを拝承する。	(参考資料)	(参考資料)

○12月10日（WEB面談コメント）NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
5-6	2-13 面談資料③ 第96条で、定期評価からなぜ保守管理を削除したのか。保全の有効性評価は個々の内容の改善という具体的な個別業務であり、全般の状況を評価する定期評価とは異なります。施設管理の有効性評価は毎年実施する個別の評価であり、(各章での「評価及び改善」に相当するので、)定期評価とは別ものと整理すること。	拝承。(2-13, 3-4, 5-23 との関連) ご指摘を踏まえ、保守管理の削除を取り下げ、施設管理に変更する。	KA(D)-20033-3 KA(D)-20031-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20050-1	第11条、第17条、第11章(第94条、第95条、第96条、別表18、別表19)
5-7	2-15 検査の独立性について：面談資料⑨で確認	後述(5-22, 5-40～5-43)		
5-8	3-6, 3-7 保安規定第24条で定義している「設計想定事象等」(異常時の措置、設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊について、特に火災対応が複数の条文で規定されており、齟齬が生じていないか、面談資料⑬で説明してください。	面談資料⑬で説明する。(2-11, 3-7, 4-3, 5-4, 5-51, 5-52 との関連。) ・通常時の備えとして、第24条に基づく訓練、第30条の2に基づく体制の整備、巡視による火災の早期発見に努めること。 ・火災発見した者は、第37条の2に基づく通報連絡を行う。この通報連絡は、消防吏員への通報であり第30条の2に集約して削除する。これに加えて第36条の異常時の措置としての担当部長への通報も行う。初期消火活動を行う者は、第37条の3に基づく消火又は延焼防止等の初期消火活動を行う。これも第30条の2に集約して削除する。(いずれも補正で反映する。) ・通報を受けた担当部長は、第36条に基づいて異常時の措置を行う。 ・非常時の措置として第88条では、発見の当初段階で非常事態と判断できる場合も含めて、担当部長がその旨を通報することを規定する。第36条の異常又は第30条の2の初期消火活動から進展する場合も想定されるため、この場合は第36条(火災を含む。)から第88条を読み込む形で切れ目なく対応する規定ぶりとしている。 ・第36条と整合するよう、第88条及び第89条を適正化する。 ・非常時体制の発令は、所長の判断による。その後の対策活動は、非常時の措置に基づき、本部長指揮の下、実施される。非常時の措置は火災に限らず、非常時体制で行われる。	KA(D)-20033-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第25条、第26条、第30条の2(第37条の2及び第37条の3を削除)、第88条、第89条、別表19
5-9	2-1 NFI 東海事業所は、平常時の環境放射線モニタリングについて、加工事業変更許可を踏まえ、熊取事業所と同様に規定すること。	熊取と同様に、平常時の環境放射線モニタリングについて規定し、環境安全部長の職務とした。	KA(D)-20049-1	第17条、第71条、第74条、第75条、別表9
5-10	2-2 コメントに対する対応を面談資料⑤(H-20139-1)の反映箇所を明確にし、回答すること。(事業者の対応が確認できない。)	面談資料⑤(KA(D)-20036-3)、第62条の6第7項 「巡視は、第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。」と規定。	KA(D)-20036-3	第62条の6第7項

○ 1 2 月 1 0 日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答／対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-11	4-4 コメントに対する面談資料③(H-20104-3)の反映箇所を明確にし、回答すること。(事業者の対応が確認できない。)	右記のとおり。(3-8, 5-21 と同じ。4-4 参照。)	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第 32 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)
5-12	4-8 熊取事業所保安規定の「第 56 条 (周辺監視区域内の運搬) を変更し、反映する。」と回答しているが、面談資料③(KA(D)-20029-2)、面談資料⑤(KA(D)-20036-2)に、第 56 条の変更が反映されていない。	拝承。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第 56 条
5-13	4-9 審査基準で「許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合」に対応し保安規定で定めている条文については、許可における「重大事故に至るおそれがある事故」に関する説明が漏れなく反映されることがわかるように規定すること。	拝承。 面談資料⑤ (KA(D)-20036-3) 28 頁に記載した、許可申請書ページ 199 の記載を踏まえて再検討した結果、6-9 の検討案と同様となった。 ※： 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第 30 条の 3 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)
●面談資料 1 (新検査制度に係る保安規定の変更について) KA(D)-20033-3				
5-14	今回変更箇所はどこか分かるように、黄色のマーカ等で識別してください。 『第 11 章「定期評価のうち・・・」の修正箇所 第 11 章 「定期評価」の追記箇所 など	拝承。	KA(D)-20033-3	—
5-15	3. の 4 つ目のボツの「工業認」は「工業品」か。	拝承。(ご指摘のとおりので誤記のため、修正し改訂する。)	KA(D)-20033-3	—
5-16	施設管理の第 1 節の 2 条文 (第 5 8, 5 9 条) について、第 2 節の 2 (第 62 条の 2～第 62 条の 8) との関係を整理して説明すること。(重複する場合、第 58 条、第 59 条を第 2 節の 2 に集約して規定するなど、検討すること。)	第 58 条第 1 項においては、第 59 条の 2 から第 65 条の 2 までの業務の計画として基準を定めることを規定しており、第 2 項においては、第 1 項の計画を実施することを定めている。また、第 59 条第 1 項においてはこの活動の結果を確認すること、第 2 項においては、確認の結果、必要に応じて基準を改訂することを規定している。 第 62 条の 2 から第 62 条の 8 においては、これらの業務の計画として基準を定めることは規定しておらず重複していない。また、業務の実施については第 58 条第 2 項より踏み込んだ規定ぶりであり、重複していない。第 62 条の 8 から第 62 条の 12 まで各種活動の結果の確認、有効性評価の結果を踏まえて、第 59 条に規定する施設管理の評価及び改善につながるものであるため、重複するものではないが、ご指摘を踏まえ、条文を読み込む等により、この主旨を明確にする。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20038-2	第 59 条

○12月10日（WEB面談コメント）NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料（最新版）	申請書反映箇所
5-17	審査基準第10号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）に対応した条項として、第59条の5（計器及び放射線測定器の校正）を面談資料3に記載したうえで、放射線測定器の機能維持・校正については、第53条で引用する第6章の施設管理の関係条文（第58条、第59条、第59条の5、第62条の6等）の引用先を再確認し、実質は施設管理と一体として運用することがわかるように整理して規定すること。また、審査基準第10号放射線測定器の使用（測定及び評価の方法）が規定されている条項（引用する別表を含む）を、面談資料3及び関連する資料に記載し、説明すること	ご指摘3点、以下のとおり拝承する。 ・第59条の5（計器及び放射線測定器の校正）を面談資料3に記載する。 ・放射線測定器の機能維持・校正については、実質は施設管理と一体として運用するものであり、第53条で引用する第6章の施設管理の関係条文として第62条の6を引用しているが、ご指摘のとおり、第59条の5が抜けており、追記する。 ・審査基準第10号放射線測定器の使用（測定及び評価の方法）が規定されている条項としては、第52条であり、引用する別表としては別表9及び別表10であるため、面談資料3に記載する（関連する資料として、KA(D)-20049-1には掲載済み。）。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20049-1	第53条
●面談資料2（品質マネジメントシステムの許可との整合性について）KA(D)-20031-3				
5-18	品質管理基準規則解釈欄の第34条（調達プロセス）、保安規定第2章欄の第12条の8第2項後半に文字化け有り。フォントを確認してください。	拝承。	KA(D)-20031-3	—
5-19	第13条の3で規定している「担当グループ長」について、工事、検査を兼ねていないことを、同条か、第17条（職務）で明確にすること。	拝承。 第13条の3第5項にて、明確にする。（第59条の2及び第59条の3における規定ぶりに合わせる。）	KA(D)-20031-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20038-2	第13条の3
●面談資料3（審査基準との整合性）KA(D)-20029-3				
5-20	「第4章 加工施設の操作」 警報作動時の対応を手順書に定めることを、「第4章 加工施設の操作」の異常時の措置、又は相当する条文に記載すること。	拝承。（5-48との関連。） 第25条第1項において異常時の措置に係る計画として、第36条（異常時の措置）を含む事項の基準を定めることを規定しているため、この第25条において、当該基準には警報作動時の対応を手順書に定めることを含むこと、また、第36条（異常時の措置）において、異常の検知を知らせる警報作動時を含むことの追加を検討する。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第25条 第36条
5-21	第32条 操作員が実施する巡視・点検について、「機能を確保」するためにどのような認識で確認することとしているか。（確認）	第32条第1項(1)及び(2)の各号の規定において、施設管理にて実施する事項を引用する等により、機能の確保を規定したものであるが、加工施設の操作の観点から、第33条から第35条の各条に規定する操作の留意事項を確実にするに際し、必要な事項であるとの認識で、規定している。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3	第32条
5-22	使用前事業者検査・定期事業者検査の実施体制（検査の独立性）については、資料9で確認	後述（5-40～5-43）	—	—
5-23	第11章 定期評価が復活したが、現行保安規定の「保守管理」を評価対象外としたのはなぜか（コメント2-13で確認）	（2-13, 3-4, 5-6との関連。） ご指摘を踏まえ、保守管理の削除を取り下げ、施設管理に変更する。	（5-6と同じ）	（5-6と同じ）

○12月10日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-24	定期的な評価の記録を別表18に復活させているか (確認)	参考資料に示した通り、復活させている。 (同様に別表19にも復活させている。)	参考資料	別表18 別表19
5-25	第62条の2施設管理方針及び施設管理目標において「さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを、施設管理方針に反映する。」と追加規定されることとなっているが、面談資料8 P2 図1施設管理のフローにおいても、この主旨を踏まえた記載とすること。(面談資料6の確認事項参照) 第62条の6第5項以降で、それぞれ点検計画、設計及び工事の計画、巡視の計画、特別な保全計画について規定されていますが、第1項での項目出しと合っていないので、整合した記載となるよう整理すること。	拝承。 面談資料8 図1施設管理のフローにおいても「第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを、施設管理方針に反映する。」趣旨において記載を見直す。 第62条の6第1項の項目と、第5項以降が整合するよう、記載を検討する。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20038-2 KA(D)-20040-2	第62条の6
5-26	第62条の12 経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針で、「長期施設管理方針は、・・・施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ・・・」と記載している点について、各種活動を一体として実施するとしているのはなぜか。 経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理のプロセスは、施設管理プロセス(PDCA)を長期的(10年を超えない期間毎)に施設管理方針を見直す機会(インプット)となるが、面談資料8では、その主旨が反映されていない。	拝承。 面談資料8 図1施設管理のフローを見直す。 (5-2, 5-3との関連) ご指摘を踏まえ、長期施設管理のプロセスが、施設管理プロセスにおける施設管理方針を見直す機会となるとの認識において、記載を検討する。	KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20038-2 KA(D)-20040-2	第62条の6 第62条の12
5-27	第62条の12 第3項で引用している添付3「長期施設管理方針」についても、当該資料の中で記載し、説明すること。	拝承。	KA(D)-20029-3	—
●面談資料4 補足資料 (保全区域の選定の考え方) KA(D)-20045-1				
5-28	・設定した保全区域については、保安規定で図示し、補正すること。	拝承。 (参考資料に図示している。)	参考資料	—
●面談資料5 (許可との記載整理表) KA(D)-20036-3				
5-29	第24条 設計想定事象について、許可の重大事故等の部分しか引用されていないが、火災防護措置等についても位置、構造及び設備や安全設計の教育・訓練が保安規定で規定されているか確認し、許可の該当部分を引用し(記載し)説明すること。	拝承。 (許可申請書P13~14、P23を記載する。)	KA(D)-20036-3	—
5-30	第32条 機能確保、漏えい管理、異常時の措置についても、位置、構造及び設備や安全設計に係る許可の該当部分を引用し(記載し)説明すること。	拝承。 (許可申請書P10, 11, 13, 23, 186, 187, 188を記載する。)	KA(D)-20036-3	—
●面談資料6 (保安措置ガイドの反映箇所) KA(D)-20038-2 面談資料⑦、面談資料⑧で確認				
5-31	5.への対応について、施設管理の有効性評価に係る条項も引用し、付記すること。	拝承。	KA(D)-20038-2	—

○ 1 2 月 1 0 日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-32	保安措置ガイドでは長期施設管理方針について、「定めた長期施設管理方針を VI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。」と記載がある。一方で保安規定第 62 条の 12 3 項では、長期施設管理方針は施設管理方針とともに施設管理における各種活動を一体として実施する、との記載になっており、保安措置ガイドの記載と相違がある。	拝承。 (5-2, 5-3, 5-26 との関連。) 第 62 条の 12 の記載については見直す。また、「第 62 条の 12 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する」との記載については、第 62 条の 2 (施設管理方針及び施設管理目標) 第 1 項に規定しており、当該条文を記載する。	KA(D)-20038-2	第 62 条の 2 第 62 条の 12
●面談資料 7 (経年劣化に関する技術的な評価) KA(D)-20039-2				
5-33	・平成 29 年 8 月に熊取事業所で発生したウラン粉末の漏えいに対する対策 (是正処置) 及び水平展開として、高経年変化技術評価の対象機器の選定、経年変化事象及び評価部位の抽出に反映すべき事項の確認結果及び改善内容を、面談資料 7 で簡潔に説明すること。	拝承。 (粉末漏えいの事故報告書に基づく点検の結果、経年変化に関する技術的な評価に追加で考慮すべき事項はなかった旨、尚書きを追記する。)	KA(D)-20039-2	—
5-34	・経年劣化に配慮した保守管理の方法として、保全計画に反映した内容を、資料 8 に簡潔に記載し、説明すること。	拝承。 (粉末漏えいの事故報告書において今後の対応とした事項として、設備の配置及び構造の特徴並びに経年劣化の観点から検討を行い、保安規定の変更を行ったこと、これに基づき実施した点検箇所及び頻度の見直しの実施例を追加する。)	KA(D)-20040-2	—
5-35	・その他、経年劣化技術評価及び長期施設管理方針については、資料 3 のコメント参照	拝承。 (5-20~5-27 との関連。)	—	—
●面談資料 8 (施設管理について) KA(D)-20040-2				
5-36	図 1 第 5 8 条が第 6 2 条の 2 の次におかれているのはなぜか。第 58 条が「第 6 章 施設管理」全体を規定しているのであれば、その主旨を図に反映すること。	拝承。 図 1 施設管理のフローの見直しにおいて、適正化する。	KA(D)-20040-2	—
5-37	図 1 施設管理のフロー : 図中、右下の第 59 条の 2~第 59 条の 5、第 63 条~65 条の 2 は、施設管理のフローに対応したものとなっているか。	拝承。 図 1 施設管理のフローの見直しにおいて、適正化する。	KA(D)-20040-2	第 62 条の 2
5-38	図 1 施設管理のフロー : 高経年変化技術評価及び長期施設管理方針が施設管理に係るプロセスの中で実施されている。長期施設管理プロセスは、施設管理プロセスの更に外側で P D C A サイクルを回し、長期施設管理方針の変更が施設管理方針への反映 (インプット) となるよう、保安規定の条文を見直し、図に反映すること。(加工事業規則第 7 条の 4 第 2 項)	拝承。 図 1 施設管理のフローの見直しにおいて、適正化する。	KA(D)-20040-2	第 62 条の 2 第 62 条の 12
5-39	施設管理方針、施設管理目標、保全活動管理指標と目標値は、それぞれ、誰が、何条の規定に基づき設定したのか。(確認)	施設管理方針 : 第 62 条の 2 に基づき、社長が定める。 施設管理目標 : 第 62 条の 2 に基づき、所長が定める。 保全活動管理指標と目標値 : 第 62 条の 5 に基づき設備管理部長が定める。	—	—

○ 1 2 月 1 0 日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
●面談資料 9 (検査の独立性) KA(D)-20046-1				
5-40	本文 8 行目～「検査を除く施設管理を行うことが規定されている。」と説明しているが、何条で、どのように規定しているか。	第 17 条 (職務) において規定している。面談資料③ (KA(D)-20029-3) であれば例えば、 「(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。」 としている。	KA(D)-20046-1	—
5-41	図 1 の場合、第 17 条第 3 項 (9) で、燃料品質グループ長の職務として、「分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。」としている規定と矛盾した説明となっている。(第 17 条の規定を今後変更する予定があるかの確認)	「(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。」 としており、従前は、(3)と(9)のいずれも「検査作業」としていたが、これは、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等のいずれでもなく、燃料品質の検査作業のことである。新検査制度の規定において紛らわしいため、「燃料品質に係る検査作業」とし、異なる作業であることを明確にした。(9)の記載が漏れていたため、今回修正する。	KA(D)-20046-1	第 17 条 第 3 項(9)
5-42	本文 14 行目～「これに加えて、検討の結果見直した箇所として、検査責任者についても当該設備の検査に係る工事又は点検を行わないことを、保安規定第 59 条の 2 及び 59 条の 3 において明記する。」と説明しているが、図 1 の燃料品質 G 長の職務は、設備を所管する燃料品質グループ長の職務と重複するが、検査を除く施設管理を保安規定でどう規定しているか。	図 1 上側に示す使用前事業者検査は、設計、工事の後に実施し、検査の後に運転・保守 (点検) のフェーズに移るため、「工事又は点検を行わない」との規定のとおりである。 図 1 下側に示す定期事業者検査は、補修・改造を経て、即ち工事を経て、また運転に入るという場合もあり得るため、設備所管部に属しない、即ち点検も行わないグループ長を検査責任者とすることを示したものであり、「工事又は点検を行わない」との規定のとおりである。	KA(D)-20046-1	—
5-43	検査対象設備に関係する部署のうち、工事を所管するグループ長でない方が検査責任者となる (いわゆる”たすき掛け”) と理解してよいか。この場合、その考え方を明確に記載すること。(熊取事業所に対するコメント)	—	—	—
●面談資料 10 (CAP) KA(D)-20047-1				

○12月10日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-44	<p>・ 2. プロセスの概要 「発電用原子炉のCAP システムの概念を参考に」とあるが、どのような概念を参考にしたのか。</p> <p>「2019.3.20 CAPに係るNRA面談資料」の実用発電用原子炉の全体像を参考にしたのであれば、その旨が分かるように記載すること。</p>	<p>拝承。記載を見直す。</p> <p>「2019.3.20 CAPに係るNRA面談資料」の実用発電用原子炉の全体像のうち、例えば「CAP システムの骨格」に示された基本モデルと、基本的な概念は同じである (図1には他の部分も示しているののでやや分かりにくい、赤字部分が今回の変更で導入した部分であり、基本的には同じ流れとしている。)。また、組織規模等異なることを踏まえ運用手段等は異なると認識しているが、「CAP システム全体像 (案)」に示されている①CR、②スクリーニング、③重要度の決定、対応フォロー (会議体) 等を参考とし、是正処置、未然防止処置も、品管基準規則に基づいており、基本的な概念は同じと認識している。</p>	KA (D)-20047-1	—
5-45	<p>・スクリーニング (CAP 会議) 以下の活動が第14条、第15条、第15条の2のそれぞれの観点を含ませ持って運用されているが、規定上の条文と対応し、整理されているか。</p>	<p>図1において、「第14条、第15条、第15条の2」が示している箇所は、不適合管理等全体であり、スクリーニング (CAP 会議) はその入り口を示したものである。図の表現を適正化する。</p>	KA (D)-20047-1	—
5-46	<p>・「評価及び改善」欄に記載の第14条の2はデータの分析及び評価であり、是正処置や未然防止のインプット情報と考えられるが、「評価及び改善」に記載されているのはなぜか。(資料③参照)</p>	<p>拝承。</p> <p>ご指摘の主旨にて図の適正化する。</p>	KA (D)-20047-1	—
5-47	<p>・水平展開が第15条だけになっているのですが、第15条の2は入らないのか</p>	<p>未然防止処置 (第15条の2) は、「自らの組織で起こり得る不適合」の観点において、組織とは熊取事業所の各部において起こり得るかどうかの観点のため、熊取事業所内での水平展開先はないものと考えている。(水平展開先として東海であれば同様に自らの組織の観点において自ら処置するため、第一義的には展開のプロセスはなくてもよいものとする。)</p>	—	—
●面談資料 11 (加工施設の操作) KA (D)-20048-1				
5-48	<p>・異常時 (警報発生時) の対応について、保安規定の記載条文を引用し、説明すること。</p>	<p>(5-20との関連。)</p> <p>異常時 (警報発生時) の対応については、第25条に基づき所長が定める、第36条から第37条に係る異常時の措置の業務の計画としての基準に基づいて、対応する。</p> <p>具体的には、下位文書に規定しており、一部を抜粋して以下に示す。</p> <p>「・・・、異常警報の発報 (吹鳴) 並びにインターロック機構の作動等 (下線部を以下、異常事象等という。) を発見した者又は確認した者 (以下、現認者という。) は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに、操作責任者に通報する。異常事象等の通報を受けた操作責任者は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに、担当部長にその旨を通報する。」</p>	<p>KA (D)-20029-3</p> <p>KA (D)-20036-3</p> <p>KA (D)-20048-1</p> <p>KA (D)-20050-1</p>	<p>第25条</p> <p>第36条</p>

○ 1 2 月 1 0 日 (WEB 面談コメント) NFI 熊取・東海 保安規定変更認可申請書 12/10 面談事実確認事項

番号	コメント内容	回答/対応	資料 (最新版)	申請書反映箇所
5-49	・ 操作員が実施する巡視・点検について、保安規定の記載条文を引用し、説明すること。	第 62 条の 6 第 7 項において、以下のように規定している。 「7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日 1 回以上、別表 2 に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第 30 条の 2、第 32 条、第 46 条の 2 及び第 85 条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。」 (「核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点」には、操作の観点も含まれる。)	—	—
●面談資料 12 (放射性廃棄物管理および放射線管理について) KA(D)-20049-1				
5-50	・ コメントなし		KA(D)-20049-1	—
●面談資料 13 (異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について) KA(D)-20050-1				
5-51	・ 第 36 条において設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報するとあるが、第 37 条の 2 において火災を発見したものは第 25 条第 1 項の基準に従い、必要な通報連絡を行うと記載がある。第 36 条の設計想定事象に火災は含まず、別途 37 条で定義し、対応を定めているという理解か。	(2-11, 3-7, 4-3, 5-4, 5-8, 5-52 との関連。) 第 4 章第 6 節初期消火活動 (第 37 条の 2 及び第 37 条の 3) に定める事項は、第 30 条の 2 第 1 項(1)と重複するため、第 30 条の 2 に集約して適正化し、第 37 条の 2 及び第 37 条の 3 を削除する。 第 36 条では、異常 (火災も含め) を発見したことの通報を受けた担当部長が実施すべき事項を中心に規定したものであるが、火災の場合は併せて第 30 条の 2 に記載した初期消火活動も行う。	KA(D)-20033-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第 25 条、第 26 条、第 30 条の 2 (第 37 条の 2 及び第 37 条の 3 を削除)、別表 19
5-52	・ 第 36 条第 4 項で、第 88 条に規定する通報を実施する「担当部長」と、第 88 条の主語である「各部長」は同じ人物という理解でいいか。また、第 88 条で「各部長」が通報する「担当部長」との関係を説明すること。	第 36 条の「担当部長」と第 88 条の「各部長」は、同一人物であり、記載が整合するよう、第 88 条を見直す。 非常時の措置として第 88 条 (「各部長」を「担当部長」に見直し、「担当部長」を「関係部長」に見直す。) では、異常の発生が非常事態に発展するおそれがあると判断したならば担当部長は協力を要請すべき関係部長へ通報することを、規定している。 例えば、ウランを取り扱う部門における事象発生の場合に、当該部門の部長 (即ち「担当部長」) から、必要な通報先として (例えば給排気の停止であるとか、遮断弁の閉止であるとかであれば、設備管理部長 (即ち「関係部長」) へと、通報する必要がある。これと併せて、放射線管理を所掌する環境安全部長へも通報することが規定されている。	KA(D)-20033-3 KA(D)-20029-3 KA(D)-20036-3 KA(D)-20048-1 KA(D)-20050-1	第 88 条、第 89 条

○資料リスト

No.	タイトル	文書番号	備考
1	原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）認可申請について （章立て構成の新旧比較を含む。）	KA(D)-20033 KA(D)-20033-1 KA(D)-20033-2 KA(D)-20033-3	10/13 審査会合（資料 1-1） 10/23 面談資料 1 12/10 面談資料 1 12/24 今回資料 1
2	品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について （品質管理基準規則において要求事項として明確となった 21 項目への対応内容の整理を含む。）	KA(D)-20031 KA(D)-20031-1 KA(D)-20031-2 KA(D)-20031-3	10/13 審査会合（資料 1-2） 10/23 面談資料 2 12/10 面談資料 2 12/24 今回資料 2
3	加工施設における保安規定の審査基準との整合性について	KA(D)-20029 KA(D)-20029-1 KA(D)-20029-2 KA(D)-20029-3	10/13 審査会合（資料 1-3） 10/23 面談資料 3 12/10 面談資料 3 12/24 今回資料 3
4	保全区域の選定の考え方	KA(D)-20045 KA(D)-20045-1	12/10 面談資料 4 12/24 今回資料 4
5	加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表	KA(D)-20036 KA(D)-20036-1 KA(D)-20036-2 KA(D)-20036-3	10/13 審査会合（資料 1-4） 10/23 面談資料 5 12/10 面談資料 5 12/24 今回資料 5
6	保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料	KA(D)-20038 KA(D)-20038-1 KA(D)-20038-2	10/23 面談資料 6 12/10 面談資料 6 12/24 今回資料 6
7	経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について	KA(D)-20039 KA(D)-20039-1 KA(D)-20039-2	10/23 面談資料 7 12/10 面談資料 7 12/24 今回資料 7
8	施設管理について	KA(D)-20040 KA(D)-20040-1 KA(D)-20040-2	10/23 面談資料 8 12/10 面談資料 8 12/24 今回資料 8
9	検査の独立性について	KA(D)-20046 KA(D)-20046-1	12/10 面談資料 9 12/24 今回資料 9
10	改善措置活動（CAP 活動）について	KA(D)-20047 KA(D)-20047-1	12/10 面談資料 10 12/24 今回資料 10
11	加工施設の操作について	KA(D)-20048 KA(D)-20048-1	12/10 面談資料 11 12/24 今回資料 11
12	放射性廃棄物管理及び放射線管理について	KA(D)-20049 KA(D)-20049-1	12/10 面談資料 12 12/24 今回資料 12
13	異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について	KA(D)-20050 KA(D)-20050-1	12/10 面談資料 13 12/24 今回資料 13
—	（参考資料）申請書反映箇所	—	12/10 参考資料